

# 後見支援預金手続きの流れ

飯能信用金庫

後見開始または未成年後見人選任の申立て（家庭裁判所へ）

申立人または後見人による後見支援預金の利用申し出  
（家庭裁判所へ）

家庭裁判所による利用適否の検討

後見支援預金の利用が  
適していると判断した場合

後見支援預金の利用が  
適さないと判断した場合

後見人は、①預入する金額、②定期交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

当金庫ではお受けすることができません。

後見支援預金の作成

- 家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、「指示書（契約締結）」が後見人に発行されます。
- 「指示書（契約締結）」を持参して飯能信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- 口座作成後すみやかに口座の写し等の資料を添えて報告して下さい。
- 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。
- 詳細については、別途『成年後見制度において利用する「後見支援預金」のご案内』をご覧ください。